

西宮市の水道水(平成18年度)

健康に関する項目(30項目)

区分	水質基準項目	基準値	検査結果
病原性微生物	一般細菌	100個/1ml以下	0個/1ml
	大腸菌	検出されないこと	不検出
金属類	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満
	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満～0.002mg/l
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満～0.002mg/l
	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
消毒副生成物	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
無機物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.07～1.61mg/l
	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.06～0.61mg/l
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満～0.11mg/l
有機物	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満
	1,4ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満
	cis-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満
	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満
	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満
	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満
	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満～0.021mg/l
消毒副生成物	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004未満～0.015mg/l
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満～0.009mg/l
	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満～0.003mg/l
	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.005～0.033mg/l
	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001～0.010mg/l
	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満～0.003mg/l
	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満

性状に関する項目(20項目)

区分	水質基準項目	基準値	検査結果	
金属類	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.1mg/l未満	
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満～0.03mg/l	
	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満～0.06mg/l	
	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.1mg/l未満	
無機物	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	8.7～35.0mg/l	
金属類	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001未満～0.004mg/l	
その他	塩化物イオン	200mg/l以下	7.9～56.1mg/l	
無機物	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	29～74mg/l	
	蒸発残留物	500mg/l以下	87～281mg/l	
有機物	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満	
	ジェオスミン(かび臭物質)	*0.00001mg/l以下	0.000002未満～0.000006mg/l	
	2-メチルイソボルネオール(かび臭物質)	*0.00001mg/l以下	0.000002未満～0.000003mg/l	
	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満	
	フェノール類	0.005mg/l以下	0.005mg/l未満	
	その他	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下	0.5～1.3mg/l
	その他	pH値	5.8以上8.6以下	6.8～7.6
	その他	味	異常でないこと	異常なし
	その他	臭気	異常でないこと	異常なし
	その他	色度	5度以下	1度未満～2度
その他	濁度	2度以下	0.1度未満～0.3	

*:平成19年3月までは暫定基準値 0.00002mg/l以下

平成18年度に市内15カ所の蛇口で行った水質検査の結果で、最低値～最高値の範囲を示しています。項目によって大きな差があるのは、給水系統により水源が異なるためです。

安全で良質な水道水をお届けしています

平成18年度水質検査結果

西宮市では、淀川などの河川、貯水池および地下水などの水源から取水して浄水処理した水と、阪神水道企業団・兵庫県営水道から購入した水を皆さんにお届けしています。

水道局では、水源から各浄水場の原水、浄水(配水池)および家庭の蛇口まで、水質検査計画にもとづき厳しい水質管理を行っています。市内15カ所の蛇口で行った水道法にもとづく平成18年度の定期水質検査の結果は、すべて水質基準に適合していました。

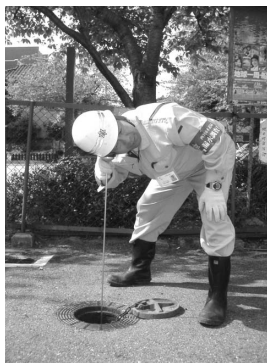
法にもとづく水質基準項目50項目のうち、健康に関する30項目では、病原性大腸菌も検出されておらず、ほとんどの項目で基準値の10分の1未満で、検出されている項目においてもすべて基準値内にあり、トリハロメタンなどの消毒副生成物については、最大でも基準値の半分以下でした。水道水が有すべき性状に関する20項目についてもすべて基準値内にありました。

また、法にもとづく水質基準項目の検査だけでなく、水源での水質監視として農薬類(101項目)を含め、最大185項目の水質検査を行っています。さらに、水質管理や水質事故時に迅速に対応するため、市内12地点に自動水質監視装置を設置し、24時間連続して色、濁りおよび残留塩素を監視しています。

水資源を大切に 漏水調査を実施しています

水道局は、貴重な水資源を有効に利用するとともに、漏水による道路陥没などの災害を未然に防止するため、漏水調査を実施しています。

調査は市内を数ブロックに分け、3～4年で一巡するようにしています。今年度は平成20年1月下旬までの予定で、南部地域はJR神戸線以南で東川以東の地域、北部地域は山口町(上



音聴棒を使った漏水調査

「水道局の方から来ました」や「水道局から依頼されています」などと言って、水道局の職員や水道局から委託されている業者を装った強引な訪問販売・電話勧誘に十分ご注意ください。

水道局では、次のようなことは一切行っておりません。

- 突然ご家庭を訪問して水質検査をし、水道管の清掃や、高額な浄水器・磁気活水器などを販売すること。
- ご依頼のない水質検査をして料金を請求すること。

そのため、水質検査・監視の充実に努めていきます。

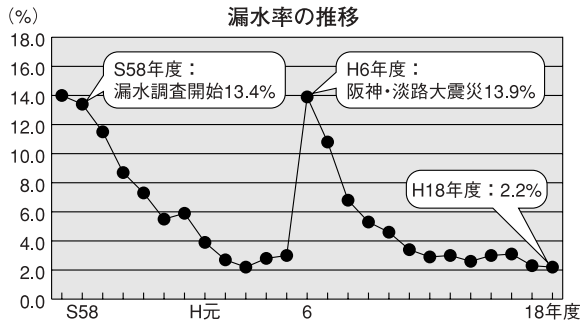
問合せは水道局水質試験所(0798・51・6262)へ。

水道局職員を装った訪問販売、電話勧誘にご注意ください!

不審に思われたときは、水道局職員証の提示を求めるか、水道局電話受付センター(0798・322・201)(0797・61・1703)(078・904・2481)までお問い合わせください。

不要なものを購入した場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます。

契約のトラブルについての問合せは消費生活センター(0798・64099)へ。



山口の一部を除く)で行っています。

調査は専門会社に委託しており、道路や各家庭の水道メーター・止水栓付近で、音聴棒など特殊な装置を使って行います。調査員は水道局発行の身分証明書を持ち、腕章と名札を付けています。

【漏水率の推移】

年間の漏水量の配水量に対する割合を示す漏水率は、昭和57年度には14.0%で、約867万m³の水が漏水していました。

このため、昭和58年度から漏水調査を開始し、これにより漏水率は約3%前後まで改善されました。阪神・淡路大

問合せは水道局工事課(0798・322221)へ。

水道料金・下水道使用料の基本料金を免除

【対象および申請】

身体障害者手帳1級、2級または療育手帳Aを持っている人が在宅している家庭

療育手帳B1と身体障害者手帳3級両方を持っている人が在宅している家庭

水道ご使用量等のお知らせ、身体障害者手帳、療育手帳、印鑑を持参のうえ、障害福祉課(市役所本庁舎1階)へ。

斑状歯検診・治療 希望者は連絡を

水道局では、斑状歯の認定検診および治療の受付を行っています。これまでに検診を受けた人でも未検診の歯があれば受診できます。

斑状歯手帳を持っている人は、手続き終了後、希望するときに治療を受けることができます。

なお、対象者や治療方法には一定の基準がありますので、希望者はご連絡ください。

問合せは水道総務課(0798・322233)へ。

水道料金のお支払い は口座振替で

口座振替の申込みは、検針時に配布している「水道ご使用量等のお知らせ」または「水道料金等請求書」のほかに、預金通帳とお届け印を持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へ。

問合せは水道局電話受付センター(0798・322201)(0797・611703)(078・904・2481)へ。

水道工事費の貸付・助成

赤水が出たり、水の出が悪くなった古い鋼管や鉛管の取替工事には、工事費の貸付・助成制

【貸付額】

配水管分岐部から蛇口までの標準工事費(30万円以内)。無利子。20カ月以内の元金均等月賦償還。

【助成額】

配水管分岐部から水道メーター宅地内側約30メートルまでの標準工事費の2分の1

問合せは水道局給水装置課(0798・322230)へ。

水道局ホームページでは、経営状況や水質検査計画・結果など、水道についてさまざまな情報をお知らせしています。

また、転居時の水道の使用開始・中止の申込みも受け付けています。口座振替の方は水道料金の照会サービスもご利用ください。

市役所ホームページからもアクセスできます。皆さんからのご意見もお待ちしています。

<http://suidou.nishi.or.jp/>

